

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	千葉県
3. 市区町村名	千葉市
4. 届出番号	12
5. 独自利用事務の事例番号	9-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.chiba.jp/somu/joho/kaikaku/dokujiriyoujimu.html

執行機関名 千葉市長

小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		千葉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例別表 第14の項 小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	千葉市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 すべて国民は、 <u>児童</u> が心身ともに <u>健やかに</u> 生まれ、且つ、 <u>育成</u> されるよう努めなければならない。 2 すべて <u>児童</u> は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。	第1条 この要綱は、 <u>小児慢性特定疾病児童等</u> に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、もってその <u>福祉の増進</u> に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		千葉市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱(平成27年千葉市要綱)